

## 和歌山工業高等専門学校学生支援室規則

制 定 令和2年5月26日

(設置)

**第1条** 支援が必要な学生が平等かつ公平な修学環境を得られるよう支援の充実を図ること及び学生支援が円滑かつ適切に行なわれるよう関係部署間の連携を図ることを目的として、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に学生支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(業務)

**第2条** 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 障害者基本法（昭和45年法律第84号）並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令の定めに基づく、支援対象学生の支援に関すること。
- 二 その他支援が必要な学生に対する支援に関すること。
- 三 支援チームの設置又は解散に関すること。
- 四 支援教育に関する教職員の意識向上に関すること。
- 五 支援室の業務に必要な調査研究に関すること。
- 六 支援室の業務に必要な研修、啓発及び他機関との連携、情報交換に関すること。
- 七 その他学生支援に関し、目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
- 二 副室長
- 三 室員
- 四 カウンセラー
- 五 ソーシャルスキルトレーナー

2 室長及び副室長は、室員を兼ねることができる。

(室長)

**第4条** 室長は、校長が指名する。

- 2 室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室長は、校長の命を受け、支援室の業務を掌理する。
- 4 室長は、支援室の運営にあたっては、必要に応じ、教務主事、学生主事及び寮務主事と緊密な連携を図り、効果的かつ円滑に業務を推進するものとする。

(副室長)

**第5条** 副室長は、室員のうちから校長が指名する。

- 2 副室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 副室長は、室長の職務を補佐し、室長に事故あるときは室長の職務を代行する。

(室員)

**第6条** 室員は、次の各号に掲げる者から校長が指名する。

- 一 学科教員 各1名
- 二 看護師
- 三 その他校長が必要と認めた者

2 第1項第一号及び第三号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 室員は、室長の命を受け、第2条各号に掲げる業務に従事する。

(カウンセラー)

**第7条** カウンセラーは、室長を補佐し、室員に助言を与え、カウンセリングを指導・援助し、かつ専門的立場から第2条各号に掲げる業務に従事する。

(支援チーム)

**第8条** 学生支援室は、支援が必要であると室長が判断した学生ごとに、支援チームを設置することができる。

2 支援チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 支援を必要とする学生が本科学生である場合は、当該学生の学級担任、当該学生の所属する学科の主任、室長が必要と認める室員及び室長が必要と認める教職員若干人とする。
  - 二 支援を必要とする学生が専攻科学生である場合は、当該学生の所属する専攻の副専攻科長、専攻科長、室長が必要と認める室員及び室長が必要と認める教職員若干人とする。
- 3 支援チームは、室長の命を受け、次に掲げる業務を処理する。

- 一 学生の状況を把握し、支援計画の立案、実施に関する事。
  - 二 保護者との連携・協力体制を構築すること。
  - 三 学内での理解の増進を図り、学習環境を整えるための援助を行うこと。
  - 四 支援記録簿を作成すること。
- 五 その他支援を要する学生の支援に関する事。

(守秘義務)

**第9条** 支援業務に係わった教職員は、個人の秘密を厳守しなければならない。また、支援内容をもとに、当該個人に係わる不利益な処置を行ってはならない。

(事務)

**第10条** 支援室の事務は、学生課学生係において処理する。

(雑則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、支援室の運営に関する必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年5月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。